

平成29年10月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第26号	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>わがまち特例に係る課税標準の特例を定めること及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 第1条関係</p> <p>(1) 固定資産税関係</p> <p>土地、家屋及び償却資産に対する課税標準の特例措置として、国の基準を参酌し、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び特定事業所内保育施設に係る特例割合を2分の1、市民緑地に係る特例割合を3分の2とするもの</p> <p>(2) 個人市民税関係</p> <p>所得割の非課税の範囲等に係る規定について、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるもの</p> <p>2 第2条関係</p> <p>軽自動車税に係る読替規定の引用条項を改めるもの</p>	市民税課
第27号	伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>わがまち特例に係る課税標準の特例を定めることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>土地及び家屋に対する課税標準の特例措</p>	資産税課

		置として、国の基準を参酌し、特定事業所内保育施設に係る特例割合を2分の1、市民緑地に係る特例割合を3分の2とするもの	
第28号	伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>赤堀南小学校区に公設の放課後児童クラブを設置することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>伊勢崎市赤堀南小学校放課後児童クラブを新たに設置するもの</p>	子育て支援課
第29号	伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令による公営住宅法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>公営住宅法施行令の一部改正により、引用する条ずれを改めるもの</p>	住宅課